

平成25年10月25日

公共情報コモンズサービス利用規約等の改正について(案)

作業部会での審議を踏まえ、以下の改正を行うこととしたい。

I 改正内容

1 「公共情報コモンズサービス利用規約」の改正(別紙1)

(1) 公共情報コモンズから受信した情報の提供に営利を求めないことの明確化

- ・Jアラートとの接続や、参加団体の増加、多様化に伴い、公共情報コモンズから受信した情報の提供は無償で行うことについて明確化する。

(2) 利用状況の公開

- ・公共情報コモンズの普及促進やサービス利用者に必要な情報の提供の促進の観点から、情報発信の発信(本番)開始、情報伝達に関する連携システムの運用開始等の利用状況を一般に公開できることを明確化する。

2 「公共情報コモンズ本番利用開始手順に関する細則」の改正(別紙2)

- ・手順の簡素化等の観点から、情報伝達者における本番利用開始手順を廃止する。
(本番利用開始手順は情報発信者のみとし、情報伝達者は連携システムの運用を開始する場合の手順のみとする。)

II スケジュール

平成25年11月1日改正

平成25年12月1日施行

公共情報コモンズサービス利用規約改正案（改正部分抜粋）

※ 下線部が今回追加部分

（サービス利用者等の公開）

第 10 条 財団は公共情報コモンズの普及促進等を目的として、本サービスの利用契約を締結したサービス利用者等の名称及び利用状況を一般に公開することができます。

（情報伝達者の責務）

第 33 条 情報伝達者は「公共情報共有基盤基本要綱」第 4 条第 1 項“情報提供の迅速性・適切性、情報の的確性・信頼性の原則”および第 4 条第 2 項“住民の視点での必要性、有用性の原則”に十分留意し、本サービスにおいて受信した情報を地域住民に伝えるに際しては、その内容を損なわず正確・適切に伝達することにおいて責任を負うものとします。

2 情報伝達者は情報を伝達するにあたって、その社会的役割の重要性を常に認識し、地域住民に真に有用な情報伝達に努めるものとします。

3 情報伝達者は、「公共情報共有基盤基本要綱」第 11 条に定める“公共情報共有基盤の目的の公共性、公益性”に十分留意し、公共情報コモンズから取得した情報を地域住民へ提供するに際しては、当該情報提供の対価を受けないものとします。ただし、当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価及び主に他の情報を提供するのに付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体としての対価は、この限りではありません。

（中間伝達者の責務）

第 35 条 中間伝達者は「公共情報共有基盤基本要綱」第 4 条第 1 項“情報提供の迅速性・適切性、情報の的確性・信頼性の原則”および第 4 条第 2 項“住民の視点での必要性、有用性の原則”に十分留意し、本サービスにおいて受信した情報を情報伝達者に伝えるに際しては、その内容を損なわず正確・適切に伝達することにおいて責任を負うものとします。

2 中間伝達者は情報伝達者との連携業務を実施するにあたっては、本サービスが地域住民への公共情報の提供を目的とする社会的責務に留意し、営利性の追求のみを目的とせずその事業継続に十分配慮するよう努めることとします。

3 中間伝達者は、「公共情報共有基盤基本要綱」第 11 条に定める“公共情報共有基盤の目的の公共性、公益性”に十分留意し、公共情報コモンズから取得した情報を情報伝達者へ提供するに際しては、当該情報提供の対価を受けないものとします。ただし、当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価及び主に他の情報を提供するのに付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体としての対価は、この限りではありません。

公共情報コモンズ本番利用開始手順に関する細則(改正案)

※ 下線部が今回追加部分

(情報発信サービス利用者の運用状態)

- 第1条 公共情報コモンズサービス(以下「本サービス」といいます)では、情報発信サービス利用者の運用状態を「運用試験」と「本番」の2種類の状態に区分します。
- 2 「運用試験」状態とは、情報発信サービス利用者が本サービスを利用した実業務を未だ開始していない状態であることとします。
 - 3 「本番」状態は情報発信サービス利用者が本サービスを利用した実業務を開始した状態であることとします。
 - 4 情報発信サービス利用者は本サービスの利用申し込みを完了した時点で自動的に「運用試験」状態に設定され、明示的に本番利用開始を表明することによって「本番」状態に移行するものとします。

(「運用試験」状態における制限事項)

- 第2条 「運用試験」状態において、情報発信者は「本番モード」を指定した情報を発信することは認められません。
- ~~2 「運用試験」状態において、情報伝達者および中間伝達者は本サービスにおいて取得した情報を実業務に利用することはできません。~~

(誤発信の防止措置)

- 第3条 「運用試験」状態にある情報発信者が「本番モード」を指定した情報を発信した場合、当該情報は本サービスにおいて誤発信として扱われます。
- 2 本サービスでは、誤発信の情報を強制的に「本番モード」から「テストモード」に書き換えるシステム処理上の措置をとります。
 - 3 情報発信者は前項の措置が取られた場合、適切な対応策を講じなければなりません。

(運用試験から本番への移行)

- 第4条 情報発信サービス利用者は、本番利用を開始するにあたって、以下の手続きを行うものとします。
- (1) 公共情報コモンズセンター(以下「コモンズセンター」といいます)の定める様式により、本番利用開始の期日の7日前にコモンズセンターに通知する。
 - (2) 公共情報コモンズ wiki において、本番利用の開始を全てのサービス利用者に対して宣言する。
 - (3) 情報発信者は、マスタ管理システムにおいて本番運用の対象となる情報発信設定の「運用モード」を「本番モード」に変更する。

- 2 情報発信サービス利用者は自身の責任において「本番」を開始するものとし、前各号の作業の実施内容についてコモンズセンターは審査・判定等を行うものではなく、従って当該作業の不備によるトラブル等についてはコモンズセンターは関知しません。
- 3 情報発信サービス利用者は、一旦「本番」状態に移行した後は「運用試験」状態に戻ることはないものとします。

附則

本細則は平成 23 年 6 月 13 日から施行します。

附則

- 1 本細則は平成 25 年 12 月 1 日から施行します。
- 2 情報発信者以外の「運用試験」と「本番」の区分は廃止します。